

第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 専 門 委 員 会 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 会 則 第 1 3 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 専 門 委 員 会 (以 下 「 委 員 会 」 と い う 。) の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(委員会の種類等)

第 2 条 委 員 会 の 種 類 並 び に 常 任 委 員 会 か ら の 付 託 事 項 及 び 委 任 事 項 は、 別 表 の と お り と す る。

(役員)

第 3 条 委 員 会 に 次 の 役 員 を 置 く。

(1) 委 員 長 1 名

(2) 副 委 員 長 1 名

2 委 員 長 及 び 副 委 員 長 は、 第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 会 長 (以 下 「 会 長 」 と い う 。) が 委 嘱 す る。

3 委 員 長 は、 委 員 会 を 代 表 し、 会 務 を 総 理 す る。

4 副 委 員 長 は、 委 員 長 を 補 佐 し、 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き は、 そ の 職 務 を 代 理 す る。

(会議)

第 4 条 委 員 会 は、 必 要 に 応 じ て 委 員 長 が 招 集 し、 委 員 長 が 議 長 と な る。

2 委 員 会 の 議 事 は、 出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

3 委 員 長 は、 や む を 得 な い と 認 め ら れ る 事 項 又 は 軽 易 な 事 項 に つ い て は、 書 面 に よ る 議 決 を 求 め、 こ れ を も っ て 委 員 会 に 代 え る こ と が で き る。

4 委 員 長 は、 必 要 が あ る と き は、 委 員 以 外 の 者 の 出 席 を 求 め、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 聴 く こ と が で き る。

(部会)

第 5 条 委 員 会 は、 運 営 上 必 要 が あ る と き は、 部 会 を 設 け る こ と が で き る。

2 部 会 の 委 員 は、 会 長 が 委 嘱 す る。

3 部 会 に 関 す る 事 項 は、 委 員 長 が 定 め る。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 8 月 3 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平 成 2 9 年 4 月 1 9 日 一 部 改 正)

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日一部改正）

この規程は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事2 会場地選定に関する事3 県及び会場地市町村の業務分担に関する事4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事2 文化プログラムに関する事3 他の専門委員会に属さない事項に関する事
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営等の基本的事項に関する事2 競技運営に係る計画の立案に関する事3 競技用具の整備計画に関する事4 その他競技運営に係る重要な事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営に係る計画の推進に関する事2 競技役員等の養成及び編成に関する事3 競技用具整備の推進に関する事4 デモンストレーションスポーツに関する事5 リハーサル大会に関する事6 競技記録に関する事7 その他競技運営に関する事
施設専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事	<ol style="list-style-type: none">1 競技施設及び関連施設の整備に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関する事 3 情報通信施設整備の基本的事項に関する事 4 その他施設に係る重要事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関する事 3 情報通信施設の整備に関する事 4 その他施設に関する事
広報・県民運動専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
宿泊専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的な事項に関する事 2 その他宿泊に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事 2 食事等の提供に関する事 3 その他宿泊に関する事
輸送・交通専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式の輸送に関する事 3 競技会場地の輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事
式典専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事

		5 その他式典に関する事
医事・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の基本的な事項に関する事 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び防疫に関する事 2 食品衛生及び環境衛生に関する事 3 その他医事衛生に関する事
警備・消防専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災の基本的事項に関する事 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関する事 2 その他警備及び消防防災に関する事
水泳（飛込）競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催水泳競技の基本的事項に関する事 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関する事。 2 競技の企画及び運営に関する事。 3 競技用具の整備に関する事。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関する事。 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する事。
馬術競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催馬術競技の基本的事項に関する事。 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関する事。 2 競技の企画及び運営に関する事。 3 競技用具の整備に関する事。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・

		<p>交通、警備及び消防防災に関すること。</p> <p>5 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営専門委員会に限る。）。</p> <p>6 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。</p>
<p>全国障害者スポーツ大会専門委員会</p>	<p>1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。</p> <p>2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び選手団サポートに限る。）に関すること。</p> <p>3 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担及び経費負担に関すること。</p> <p>4 競技運営主管団体との調整に関すること。</p> <p>5 その他全国障害者スポーツ大会の企画・運営（施設、広報・県民運動、宿泊、輸送・交通、式典、医事・衛生、警備・消防等）に関すること。</p>